

【共通・その他】

問1 短期集中型通所型サービス（以下、通所C）の利用を終了する者が、終了後に介護予防通所介護相当サービス（以下、予防通所相当）の利用を途中で開始する場合、当該予防通所相当の事業費は日割り請求となると考えてよいか。
また、その逆の場合はどうか。

答1 通所Cの提供事業所は事業所台帳に登録されていないため、お尋ねのようなサービスの変更は「サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）」には当たらないが、単に予防通所相当の「利用者との契約開始（解除）」に該当するので、契約（解除）日を起算日として日割りとする（日割り請求については「サービスコード及び日割り請求の適用について」のページを参照のこと）。

ただし、契約（解除）日の属する月にサービス利用実績が無い場合は、初めて（最後に）サービスを利用した日の属する月の事業費は月包括請求とする。

なお、いずれの場合も、通所Cと予防通所相当の利用日が前後したり重複（同日利用）したりすることは認められないが、契約期間が重複することは差し支えない。